

八王子市

電気・ガス料金高騰対策事業者支援金

申請の手引き

【受付期間】

令和 7 年 5 月 7 日(水)～

令和 7 年 6 月 6 日(金)(消印有効)

※ 上記期間外の消印による申請は無効です。
※ 必要書類が揃っていない場合は受付できません。

【対象者】

下記の(1)～(3)の事業者のうち、基本要件および交付要件のすべてに該当する、市内で事業を営む者が対象です。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する会社であって、八王子市内で事業を営むもの
- (2) 中小企業基本法第2条に規定する個人であって、八王子市内で事業を営み、事業収入を主たる収入とするもの
- (3) 下表に掲げる法人であって、八王子市内で事業を営むもの

名称	根拠法
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
一般社団法人	
医療法人	医療法(昭和23年法律第205号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
公益社団法人	
社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

【基本要件】

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団その他の反社会的勢力及びそれらの構成員と関係がないこと。
- (3) 支援金受給後も事業継続の意思があること。
- (4) 政治及び宗教に関連する事業を営む者でないこと。
- (5) 令和5年(2023年)4月1日以前から継続して八王子市内で事業を営んでいること。
- (6) 八王子市が令和6年(2024年)4月から令和7年(2025年)5月までに実施する他の電気料金やガス料金の一部を補助する事業者支援の交付対象でないこと。
- (7) 八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱第2条に規定する「外郭団体」に該当しないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に関連する事業を営む者でないこと。

【交付要件】

- (1) 令和6年4月分から令和7年3月分のうち、連続する3か月分の電気・ガス料金のいずれかの月平均額と、前年同月、同費用の月平均額を比較し、月額1万円以上もしくは、10%以上増加していること。
- (2) 直近の決算期における営業利益が赤字、または営業利益率が前期より改善されていないこと。

【支給額】

10万円。ただし、交付要件(1)において算出した電気料金またはガス料金の前年度比増加額の月平均額を12倍した額が10万円に満たない場合はその額を上限とします。

※交付の決定にあたっては、申請者の業種、経営状況、電気料金もしくはガス料金の上昇率、従業員数等を点数化し、申請期間内に申請のあった事業者のうち、スコアの高い事業者から優先して交付を決定します。

【提出書類】

名称	説明	法人	個人
1. 交付申請書（様式第1号・原本）	6ページの記入例を参考に記入してください。 ※押印はシャチハタ不可です。	○	○
2. 対象経費算定シート（様式第1号別紙）	支給金額を算定するために使用します。	○	○
3. 履歴事項全部証明書	発行日から3か月以内のものを提出してください。 （コピーの提出可）	○	×
4. 事業所所在地が分かる書類	令和6年分（令和6年1月～12月分）の青色申告決算書または収支内訳書のコピー <u>加えて以下の書類の提出をお願いします。</u> <u>【申告確認書類】</u> ○ e-TAX を通じて申告を行っている場合 受信通知 等 ○ 書面で申告を行っている場合 税務署が収受した「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレット 等 ※税務署の指定されている方法で提出ください。 ※確定申告を行っていない場合は事業所の所在地が分かる書類を提出してください。	×	○
5. 交付要件（1）を満たすことが分かる書類	比較に使用した市内事業所の電気又はガス料金が分かる書類（電気・ガス会社が毎月発行している明細書・検針票、ウェブで確認できる明細ページのスクリーンショット等） ※電気・ガス事業者名、申請者宛ての書類であること、該当物件の所在地が記載されているもののみ有効です。 ※A4用紙にコピーをして提出してください。	○	○
6. 交付要件（2）を満たすことが分かる書類	直近とその前年の確定申告書及び決算書（2期分） ※確定申告を行っていない場合は、直近とその前年の営業利益及び営業利益率が分かる書類を提出してください。	○	○
7. 振込先口座・口座名義人確認書類	通帳の口座情報が分かる見開き面のコピー、キャッシュカードのコピー等インターネットバンキングの場合は次の情報がわかる画面のコピーなどを提出してください。 <u>【確認項目】</u> 金融機関名・金融機関コード、支店名・支店番号、口座種別、口座番号、カナ口座名義人 ※A4用紙にコピーをして提出してください。	○	○
8. 宣誓書（様式第2号・原本）	提出がない場合は、申請を受理できません。 ※ 署名は自筆または自筆以外は押印が必要です。	○	○

※書類準備にあたっての留意事項

- ・ 法人と個人事業主で提出書類が異なります。提出書類の表の「法人」「個人」の欄をご確認の上、ご準備ください。
- ・ 必要書類が揃っていない場合は受付不可となりますのでご注意ください。(申請書のみの提出等)
- ・ 提出書類に不備がある場合、支援金の支払いが遅くなります。不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。(次ページの「よくある質問」もご確認ください。)
- ・ 追加で提出書類をお願いする場合があります。その場合はあらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】《電気・ガス料金高騰対策事業者支援金専用コールセンター》

 **0120-802-055 (午前 9 時～午後 5 時、土日祝日・年末年始除く)**

※ 申請内容の確認のため、この番号から電話連絡をする場合があります。
ご連絡がつかない場合、審査及び支援金の支給ができませんので、この番号からの電話には出
ていただくようお願いします。

【郵送先】 不備・不足がないことをお確かめの上、下記まで**郵送**でご提出ください。

〒192-0062 八王子市大横町11-1 八王子商工会議所内

電気・ガス料金高騰対策事業者支援事務局

※持ち込みによる申請は受け付けていません。

※後日、電気・ガス料金高騰対策事業者支援事務局から申請内容の確認でご連絡をする場合がありますので、提出書類の控え(コピー)をお取りください。

※いかなる理由においても申請に要した費用等について市及び事務局は負担いたしません。また、
提出した書類は返還いたしませんので、提出書類の控え(コピー)をお取りしたうえで、簡易書留な
ど郵便物の追跡ができる郵送方法を推奨します。

※電気・ガス料金が分かる書類、通帳のコピーは A4 サイズに統一してください。

※必要書類が揃っていない場合は受付不可となりますのでご注意ください。(申請書のみの提出等)

【よくある質問】

《交付対象者について》

- 交付対象要件の一つである「八王子市内で事業を営む者」とは具体的にどんな事業者ですか？
八王子市内で事業を営む者とは、本店所在地が市外の場合であっても、支店等が八王子市内にあれば本支援金の対象です。なお、いずれにしても令和5年（2023年）4月以前から継続して八王子市内で事業を営んでいる必要があります。（令和5年4月以降は不可）
例）本店所在地が八王子市内にある。→対象○
本店所在地が他市にあるが、八王子市内に支店がある。→対象○
- 管理組合は対象となりますか？
本補助金は、1 ページ目【対象者】に記載の事業者が対象のため、管理組合は対象外となります。
- 不動産業をしています。マンションやアパート等の居住用・事業者用等の賃貸物件の電気・ガス料金を含めてもいいですか？
賃貸物件は事業所とみなさないため、対象外です。

《交付要件について》

- 個人事業主で自宅兼事業所の場合は申請できますか？
自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料金に家事費相当分が含まれる場合は、事業用に使用した経費を按分して算出し、事業用分のみを申請してください。
- 電気料金又はガス料金のいずれかの月平均額を比較する際、別の月を対象月にしていいいですか？
対象月は同一とします。
- 事業所を R6 年に増設したため、増設分を含めて申請してよいですか？
R5 年から同様の事業を行っている同一拠点と比較を行うようお願いします。
- 電気料金とガス料金のどちらも上昇していないと申請できませんか？
どちらか一方が上昇しており、交付要件を満たしていれば申請可能です。
- 市外に事業所がある場合、合算して申請できますか？
市外の事業所は合算できません。市内にある事業所のみの電気またはガスの合算で申請してください。なお、申請は、事業者（法人）単位で1事業者1回までです。
例）市外に1か所、八王子市内に3か所支店がある場合、八王子市内にある3か所の電気またはガスの合算で申請してください。
- 電気やガスの利用明細書が送付されていません。スマートフォンやパソコンも持っていないため確認できません。どうしたらいいですか？
契約している電気会社やガス会社に紙面で利用明細書を送付してもらう方法をお問い合わせください。なお、手数料がかかる場合や発行に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

- クレジットカードや口座の自動引き落としで使用料金の明細等がありません。どうしたらよいですか？

契約している電気会社やガス会社に利用明細書等を確認する方法をお問い合わせください。なお、手数料がかかる場合や確認に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

- 個人事業主で事業専用割合を用いて事業で使った分の料金を計算する場合、小数点以下はどのように扱えばいいですか？

小数点以下は切り捨てて計算してください。

《その他・申請について》

- 代理人による申請は可能ですか？

申請書・誓約書は事業者自身に押印・署名いただく必要があるため、代理人の名義での申請は不可です。様式第1号別紙については事業者自身が作成せず、事業者との確認のうえで行政書士や税理士が作成しても構いません。

- 電気料・ガス料の領収書等の確認書類を紛失してしまった。どうすればよいですか？

確認書類を紛失した場合は、ご利用の電気会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。

- いつ頃に支援金をもらえますか？

7月下旬を予定しています。審査の状況で多少前後する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 提出書類の控えはとる必要がありますか？

必要に応じてご自身で控えを取るようお願いいたします。

- 店舗の面積を縮小した関係で、電気・ガスの使用料金が変わる場合どのように計算したらよいですか？

面積当たりの使用金額ではなく、実際に支払った費用で比較を行っていただきます。そのため、使用面積関係なく令和5年と令和6年の支払った金額を比較していただき、要件を満たしていれば申請可能です。

郵送する前にご確認をお願いします。

令和7年5月7日（水）～令和7年6月6日（金）の消印がある郵送申請のみ有効

1	交付申請書（原本）	記入もれはありませんか。（記入例を参考にしてください） 押印・捨印漏れはありませんか。	☐
2	対象経費算定シート	正しく計算されていますか。	☐
3	履歴事項全部証明書（コピー可） （法人のみ）	申請書に記入した所在地、法人名、法人番号等は履歴事項全部証明書と一致していますか。	☐
4	所在地が分かる書類 （個人事業主のみ）	令和6年分（令和6年1月～12月分）の青色申告決算書または収支内訳書（白色申告）のコピー ※事業所所在地は八王子市内ですか。 ※申告確認書類は揃っていますか。	☐
5	交付要件（1）を満たすことが分かる書類	比較に使用した電気またはガス料金が分かる書類は揃っていますか。電気・ガス事業者名、申請者宛ての書類であること、該当物件の住所が記載されていますか。 支払月ではなく、使用月で比較しましたか。	☐
6	交付要件（2）を満たすことが分かる書類	直近とその前年の決算書の書類ですか。営業利益について交付要件満たされていますか。	☐
7	振込先口座の通帳のコピー	申請書に記入した振込先口座と一致していますか。 口座名義人は、申請者と一致していますか。	☐
8	宣誓書（原本）	署名または押印されていますか。	☐
上記1～7の提出書類について、郵送前に控え（コピー）はとりましたか。			☐

チェックが完了しましたら、書類を全て同封のうえ、以下の宛先へ郵送してください。

（キリトリ線の下を切り離すと、封筒に貼る宛名としてお使いいただけます。）

※封筒には切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

※簡易書留など、郵便物の追跡が可能な郵送方法を推奨しています。

※持ち込みによる申請は受け付けていませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類の返却はできません。

※電気・ガス料金が分かる書類、通帳のコピー等はA4用紙に張り付けるなどして、提出書類をA4サイズに統一してください。

キリトリ線

〒192-0062

八王子市大横町11-1 八王子商工会議所内

電気・ガス料金高騰対策事業者支援事務局 行

押印 ※シャチハタ不可

八王子

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付申請書

記入例

法人:登記簿謄本の所在地
個人事業主:居住地

令和 7年 5月 7日

八王子市長 殿

申請者 所在地 〒192-〇×〇× 八王子市元本郷町〇-〇-〇

個人事業主の場合は記載不要

法人名 (株)はちおうじ

役職名 代表取締役

代表者名 八王子 太郎

押印 ※シャチハタ不可

八王子

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、記載及びチェックした事項については事実と相違ありません。

1 事業者情報

法人番号 (法人のみ記入)	1	2	3	4	5	6	7	8	日本標準産業分類の中分類番号・業 種名を記入(9ページ参照)
業 種	番 号	11	〇〇〇業 ※日本標準産業分類に規定する中分類番号と業種名を記載してください。						
開 業 年 月 日	平成 25 年 10 月							従 業 者 数	10 人
市 内 事 業 所	(申請者の住所と同一の場合は記載不要) 〒191-〇×〇× 八王子市元本郷町△-△-△								
連 絡 先	所 属 ・ 担 当 者 名	総務課 八王子次郎				電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	メー ル ア ド レ ス	(メールアドレス) 〇〇〇@							申請内容に不備がある場合や、確認の必要がある場合は、コールセンターからご連絡をすることがあります。必ず日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

2 振込先口座

支援金は、以下の口座へ振り込んでください。

振 込 口 座	金融機関名	八王子 銀行 農協 信用金庫 信用組合										支 店 名						
		金融機関コード	0	0	0	0		支 店 コード	0	0	0	0	0	0				
	口座種別 (○で囲む)	1 普通	2 当座	口座番号 (右 詰 め)			0	0	0	0	0	0	0					
	フリガナ	カ)	ハ	チ	オ	ウ	シ											
	口座名義人	株式会社はちおうじ 申請者と同一名義の口座を指定してください。																

※口座名義人は申請者に記載の法人名義と一致する必要があります。

※別途、通帳等の写しを添付してください。

宣 誓 書

私は、八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金（以下「支援金」）の交付申請にあたり、下記の内容に宣誓します。

記

- 1 八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付要綱第3条に規定する「市内事業者」に該当します。
- 2 今後も八王子市内で事業を継続する意思があります。
- 3 支援金の申請に関し、全ての申請要件を満たし、それを証明する書類を提出しています。
- 4 八王子市から報告・立入検査及び必要と認める書類の提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 申請内容及び本宣誓に虚偽などの不正が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- 6 市税の滞納はありません。また、八王子市が本件に基づき市税の課税・納税状況を調査することに同意します。
- 7 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しません。
- 8 申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察、税務署等の行政機関に提供される場合があることに同意します。

八王子市長 殿

令和 7年 5月 7日

申請者と同一名で
宣誓してください。

所在地 〒 191-〇×〇×

八王子市元本郷町〇-〇-〇

署 名 法人名 (株)はちおうじ

役職名 代表取締役

代表者名 八王子 太郎

自署の場合は押印不要です。
自署以外の場合は、
押印してください。

印

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A	農業、林業	I	卸売業、小売業
01	農 業	50	各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
B	漁 業	52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
D	建設業	57	繊維・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E	製造業	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J	金融業、保険業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	K	不動産業、物品賃貸業
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	O	教育、学習支援業
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	P	医療、福祉
36	水道業	83	医療業
G	情報通信業	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q	複合サービス事業
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	R	サービス業（他に分類されないもの）
H	運輸業、郵便業	88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗 教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		S	公務（他に分類されるものを除く）
		97	国家公務
		98	地方公務
		T	分類不能の産業
		99	分類不能の産業